

栃木市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市歴史的風致形成建造物補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第5条第8項の規定に基づき認定された栃木市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）において設定された重点区域内に所在する歴史的風致形成建造物の修理を行う所有者又は管理者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、その保全及び活用を促進し重点区域の歴史的風致の維持向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点区域 法第2条第2項の規定に基づく区域として計画で定めた区域をいう。
- (2) 歴史的風致形成建造物 法第12条第1項の規定に基づき市長が指定した建造物をいう。
- (3) 修理 歴史的風致形成建造物を修復又は復原する行為をいう。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、歴史的風致形成建造物の所有者又は管理者（国の機関、地方公共団体その他市長がこれに類する者と認めるものを除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 歴史的風致形成建造物を次条に規定する補助対象事業が完了した日から10年間一般公開の用に供するとともに、現状変更をしないことを誓約した者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員でない者
（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、歴史的風致形成建造物の外観及び内装（一般公開の用に供する部分に限る。）に係る修理（構造耐力上主要な部分の耐震改修を含む。）を行う事業とする。ただし、次条の規定に基づき算定した補助金の額が5万円以下の事業は、除く。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。ただし、その額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内において交付する。
- 4 補助金の交付は、同一の歴史的風致形成建造物につき、1回限りとする。

ただし、天災その他やむを得ない事由により、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、栃木市歴史的風致形成建造物補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費の明細書の写し及び見積書の写し
- (4) 補助対象事業に係る歴史的風致形成建造物の現況写真
- (5) 補助対象事業に係る歴史的風致形成建造物の位置図及び配置図
- (6) 補助対象事業に係る歴史的風致形成建造物の現況平面図、現況立面図及び修理に係る工事図面
- (7) 栃木市歴史的風致形成建造物補助金の交付申請に係る誓約書（別記様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 規則第10条の規定により、補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し又は支出を証する書類の写し
- (4) 経費積算内訳書
- (5) 着工前、工事中及び工事完了後の写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(現状変更の制限等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る歴史的風致形成建造物について、補助対象事業が完了した日から10年間は、一般公開の用に供するとともに、現状変更をしてはならないものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る歴史的風致形成建造物の保全及び活用に努めるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。